

# 太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

太陽光発電設備は、固定資産税（家屋又は償却資産）の対象となる場合があります。以下1の「設置者及び発電規模別の課税区分」及び2の「発電に係る設備の部分別評価区分」を参考に、所有している太陽光発電設備の設置状況を確認してください。課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

## 1 設置者及び発電規模別の課税区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人 (事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力にかかわらず、償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力にかかわらず、償却資産として課税の対象となります。	

## 2 発電に係る設備の部分別評価区分

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	インバーター	パワーコンディンダ	表示ユニット
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋：家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

※償却：償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。

## 3 提出書類

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ③ 償却資産にかかる固定資産税の課税標準の特例届出書
- ④ 経済産業省が発行する「10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」の写し
- ⑤ 電気事業者が発行する「電力受給契約に関するお知らせ」の写し
- ⑥ 太陽光設置工事にかかった費用のわかる領収明細書の写し等

※③、④、⑤、⑥の書類は、「4 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について」に該当する方のみ提出してください。

#### 4 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備については、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。

##### (1) 対象設備

経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）。ただし、住宅等太陽光発電（低圧かつ10kW未満）を除きます。

##### (2) 取得期間

平成24年5月29日から平成28年3月31日まで

##### (3) 適用期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分  
例）平成27年取得：平成28年度～平成30年度分

##### (4) 特例内容

当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2に軽減します。

##### (5) 根拠法令

＜地方税法附則第15条第31項＞

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備（同法第二条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものを除く。）で総務省令で定めるもののうち、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

＜地方税法施行規則附則第6条第54項＞

法附則第十五条第三十一項に規定する認定発電設備で総務省令で定めるものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、住宅等太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第一号に規定する低圧をいう。）の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。）の用に供する償却資産以外のものとする。

【問い合わせ先】 税務課 固定資産税係 電話 0574-53-2514（直通）